

**こども園などにおける幼児教育・保育の
 無償化がスタートします**

問合せ
 保育課
 ☎34・6809



10月から、3～5歳児(満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで)と住民税非課税世帯の0～2歳児を対象に、こども園などの利用料が無償化されます。住民税課税世帯の0～2歳児の保育料に変更はありません。実際の給付方法については認定申請後に案内します。認定決定が利用日に間に合わない場合、認定決定前までの利用料は無償化の対象外となります。



○各施設における無償化対象(○:対象、×:対象外)及び認定申請の有無

分類	対象施設・事業 (分類を越えた併用は原則不可。 市外施設も対象)	保育要件有り ※1 (共働き ^{など})		保育要件なし (専業主婦(夫) ^{など})		無償化の給付を受けるための認定申請	認定申請書の受取・提出場所
		利用料	在籍園での預かり保育	利用料	在籍園での預かり保育		
①	私立幼稚園 青木、豊田星ヶ丘、松平大和	○ ※2	○上限有り ※3	○ ※2	×	預かり保育利用者のみ必要	各幼稚園
②	私立幼稚園 ①以外の私立幼稚園	○上限有り ※2、4	○上限有り ※3	○上限有り ※2、4	×	必要	各幼稚園
③	認定こども園	○ 延長も対象	○上限有り ※3	○ ※2	×	預かり保育利用者のみ必要	各認定こども園
④	こども園、小規模保育事業所、 事業所内保育事業所	○ 延長も対象	△	○	△	原則不要	
⑤	企業主導型保育施設	○	△	×	△		
⑥	認可外保育施設 ^{など} 、一時預かり事業、 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 (預かりのみ)	○上限有り ※5	△	×	△	必要	9月20日(金)までに保育課、各施設で配布か市ホームページからダウンロードした認定申請書(8月19日(月)から配布)を直接保育課 ※6
⑦	障がい児通所施設(放課後等サービスを除く)	○ 分類①から⑥の併用可				不要	

※1 保育要件有りとは、同居の保護者(父、母とも)が以下に該当する場合

就労(月60時間以上の労働が必要)、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学、通園・通学の付添い、求職活動

※2 満3歳を含む

※3 月1万1,300円まで。満3歳の住民税非課税世帯は月1万6,300円まで

※4 月2万5,700円まで。授業料、入園料のみが対象

※5 合計月3万7,000円まで。住民税非課税世帯の0～2歳児は月4万2,000円まで。認可外保育施設は市ホームページに無償化対象予定施設の一覧を掲載

※6 10月以降の入所の場合は、利用開始日の5開庁日前まで

○実費徴収等について

バス代、教育推進費、施設整備費などの実費徴収等は無償化対象外です。

○3～5歳児の給食費について(分類①～④の施設※一部の園を除く)

給食費はこれまでどおり、保護者の負担です。ただし、保護者の年収が360万円未満相当の世帯と全ての世帯の第3子以降の子ども(小学3年生以下の子どもを第1子としてカウントした場合)については、給食費が免除されます。免除対象者には保育課から個別に通知します。